

社団法人 飯田青年会議所

運 営 規 定

第1章 総則

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、活動の促進を図りその目的達成を容易ならしめるために、本会議所定款に基づく組織運営の細目を定める。

第2章 諸会議並びに出席

第2条 会員は、諸会議に出席の義務を負う。

2 やむを得ず欠席の場合は、事前にその旨届け出るものとする。ただし、本会議所会務による場合その適否は理事会で決定する。

第3条 理事長は、会員の出席状況を記録し、管理しなければならない。又、必要に応じてこれを発表するとともに、出席の督励及び警告をなすものとする。

第4条 諸会議は定刻に始め、定刻に終了する。ただし定刻の5分前出席を原則とする。

第5条 諸会議の遅刻、早退、欠席はそのつど1000円以内の過怠金を集めることができる。
2 過怠金は基金に繰入れるものとする。

第6条 本会議所定款第28条第2項で定める理事会は、2日午後4時および20日午後6時開会を原則とする。

第3章 例会

第7条 本会議所定款第31条に定める例会は、会員の研修又は親睦の会にして、資質の向上並びにコミュニケーションの向上を図る等、本会議所の目的達成に寄与するものでなければならない。

第8条 例会は原則として毎月2日午後6時から9時までとする。ただし、理事会の決議により変更することができる。

第9条 例会の運営方法については、理事会で決定する。ただし、その運営主管として第12条の担当委員会が計画及び実施の任に当たるものとする。

(標準フォーム)

1. 開会
2. 国歌斉唱
3. JCソング斉唱

4. JC宣言文朗読・綱領唱和
5. 理事長挨拶
6. 会食及び委員会連絡会
7. 諸報告
8. ゲスト講話または主たるテーマに基づく会員相互の研修会
9. 若い我等または明日のために斉唱
10. 閉会

第4章 委員会

- 第10条 本会議所定款第32条に定められる委員会は、毎年その事業計画に基づき、理事会の決定により構成される。
- 第11条 委員会は、本会議所の運営上必要な事業のそれぞれの分担に従い、その計画と実施にあたるものとする。
- 2 委員会の計画・実施事項については理事会の承認を得なければならない。
- 3 委員会は、原則として毎月1回以上委員長が召集し、それを開催する。
- 4 委員会は、年1回以上例会を担当するものとする。
- 第12条 正会員は、すべて何れかの委員会に所属する。ただし、理事長・副理事長・専務理事・事務局員および監事は何れの委員会にも所属しないが、委員会に出席して意見を述べることができる。直前理事長については理事会の承認を得て委員会に所属することができる。
- 2 委員会の構成は、会員の過去の経歴を勘案し、全般的均衡を考慮しなければならない。
- 第13条 委員会に委員長1名、副委員長3名以内を置く。
- 2 委員長は毎年10月20日までに理事予定者のうちから、理事長予定者が理事会の承認を得て任命する。
- 3 副委員長は、正会員のうちから理事予定者会議の承認を得て、委員長予定者が任命する。ただし、理事予定者が就任しても構わない。
- 4 委員は正会員のうちから理事予定者会議の承認を得て、委員長予定者が任命する。
- 第14条 委員長は委員会を統轄する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
- 第15条 臨時の特別委員会を設ける必要を生じた時は理事会の承認を得ておこなうことができる。
- 第16条 各委員長は、委員会でおこなわれた事項を速やかに理事長の報告しなければならない。

第5章 褒賞等

- 第17条 本会議所は、青年会議所運動の推進高揚をはかるため、次の各号に該当する個人又は団体に対して理事会の決定により、褒賞を行うことができる。
- (1) 本会議所の発展に著しく功績があった者
 - (2) JC活動を通じ、地域社会に特に貢献した者
 - (3) 出席良好な正会員
 - (4) その他功績顕著な者
- 2 褒賞は、表彰状と記念品を贈呈して行う。
- 3 褒賞は、12月の定時総会において行うものとする。
- 第18条 本会議所は、次の各号に該当する者に記念品又は慰労金を年度末に贈る。
- (1) 正会員より特別会員に資格を変更する者
 - (2) 日本青年会議所及び地区協議会の役員・委員の任期満了した者
 - (3) ブロック役員の任期満了した者
 - (4) その他理事会で必要と認められた者
- 2 記念品又は慰労金の額は、その都度理事会で決定する。
- 付則 本規程は平成16年1月1日より施行する。

社団法人 飯田青年会議所

会 員 規 定

第1章 総則

第1条 社団法人飯田青年会議所(以下「本会議所」という)の会員についての細則は本規程による。

第2章 入会

第2条 本会議所に正会員として入会を希望する者は、次にかかげる書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 入会申込書(写真2枚添付)
- (2) 正会員2名の責任ある推薦状

第3条 推薦者2名のうち、1名は本会議所在籍2年以上の者で、且つ向2年以上在籍可能な者とする。

第4条 推薦者は入会希望者が正会員資格を取得した後においても、本人の出席・会費納入をはじめとして会員の義務の遂行に責任ある行為をとるものとする。

第5条 理事長は入会希望者に面接調査の上、理事会に入会の諾否を付議する。

2 理事会は第2条の書類に基づいて審議し、入会はその3分の2以上の賛成により承認される。

3 年度の途中での入会希望者は準会員として活動を認め、第2章6条2項に定めるとおり、翌年度の1月1日より正会員として登録される。

第6条 理事会で入会を承認した時は、理事長がその旨本人に通知し、かつ定款第12条並びに本規程第30条に定める入会金・会費を請求する。

2 入会を認められた者が定められた期日までに前項の費用の納入を終了した時、正会員とし登録される。

ただし、納期期日までに納入しない場合は、入会の承認は取り消されたものとする。

3 新入会員は、前年度より社団法人日本青年会議所に登録される。

4 理事長は正会員として登録された者に対し、1月例会において入会認証を交付する。

第3章 休会

第7条 会員は次の各号に該当する時は休会を申し出る事ができる。

- (1) 一身上の都合によりその居住地又は勤務地を離れ会員としての活動ができないと思われるとき。

(2) 傷病・療養のため会員としての活動ができないと思われるとき。

(3) その他止むを得ざる場合。

第8条 休会を申し出んとする者は、次の各号の事項を記入した休会届を理事長に提出する。

(1) 休会を必要とする事情および説明

(2) 休会を必要とする期間

(3) 休会中の連絡先

第9条 休会は休会届を出した事業年度内に限る。休会の理由が翌事業年度迄継続している時は、休会の継続を理事長に申し出なければならない。

第10条 休会者は休会中、正会員としての権利を行使することはできない。ただし慶弔については、その限りではない。

2 休会中の会費は納付しなければならない。

第11条 休会者が復会する場合は、その旨理事長に届出て理事長の指示に従うものとする。

第4章 退会

第12条 会員の退会は定款第15条による。

第13条 会員が退会を申し出んとする時は当該年度の会費を完納し所定の退会届にき章を添えて理事長に提出しなければならない。

第14条 理事長は退会届が提出された時は、理事会に報告し、速やかに全会員に発表しなければならない。

第5章 除名

第15条 会員の除名は定款第16条による。

第16条 定款第16条第1項第2号及び第3号による除名の議決を行うまでに次に掲げる手続きを行わなければならない。

(1) 会員が会費の納期後2ヶ月以上納入しない時理事会は納入期限を定め2回の督促に併せて除名の警告をおこなわなければならない。・・

(2) 無断、有断を問わず、同一事業年度内での例会欠席が通算3回に達した時理事会は除名の警告をする。

2 前項第1号及び第2号による警告にも拘わらず、その義務を履行しない時理事会は当事者ならびに推薦会員に当事者の除名の勧告をする。

第17条 前条の手続きにも拘わらず、その義務を履行しない時は該当する会員に対して定款第16条の規定を適用する。

第18条 会員が定款第16条第1項の規定に該当する時、総会の議決によって除名する事ができる。

但し、かかる総会を開催する場合は、少なくとも10日前に確かな方法により当該会

員に通告しなければならない。

第6章 正会員

第19条 正会員は総会において各一個の表決権を有し、本会議所役員及び日本青年会議所役員並びに委員に選任される資格をもつ。

第20条 正会員は本会議所の目的、信条をよく理解し、本会議所の会合、行事等につとめて出席し、進んでよき計画の提案をなしその事業に参画し、目的達成に努力しなければならない。

第7章 特別会員

第21条 特別会員の資格は定款第8条に定めるところによる。

第22条 特別会員は終身会員として、例会その他の事業に所定実費を負担し出席できるが一切の表決権及び被選挙権を有しない。

第8章 名誉会員

第23条 定款第9条に定める名誉会員は、OB会の推薦により当該年度の理事会にて次の各号のいずれかに該当する事を確認の上、総会に推薦するものとする。

- (1) 本会議所の趣旨に賛同し、積極的にその発展を助成した者
- (2) 本会議所の趣旨を理解し、多額の経済援助をした者
- (3) その他本会議所に特別功労ある者

第24条 名誉会員は原則として会費を徴収しない。

第25条 名誉会員は当該年度のみとする。但し、連年及び終身制を妨げない。

第9章 賛助会員

第26条 賛助会員は定款第10条に定めるところによる。

第27条 賛助会員は例会その他の事業に所定実費を負担し、出席できるが、一切の表決権及び被選挙権を有しない。

第10章 準会員

第28条 準会員は、第2条に定める書類を提出しなければならない。

第29条 準会員は、例会その他の事業の、出席につとめなければならない。但し、一切の表決権及び被選挙権を有しない。

第11章 会費・入会金等

第30条 定款第12条に定める会員の会費及び入会に際する入会金の額及び納入期日は次の各号に掲げた通りとする。

(1) 入会金 正会員 20,000円 入会時

(2) 会費 正会員 140,000円（年額）1月末日

ただし、理事長が特に認めた場合においては、納入期日・方法を別に定め会費を延納することができる。

特別会員 55,000円 資格取得年度のみ一時金

賛助会員 1口につき10,000円（年額）

第31条 正会員の会費納入方法は、金融機関による自動振替とし別に定める。

第12章 其他

第32条 会員は住所、勤務先、その他一身上の変更があったときはその旨を遅滞なく理事長に連絡しなければならない。

付則 本規程は平成21年1月1日より施行する。

社団法人 飯田青年会議所

庶務規定

第1章 事務局

- 第1条 事務局は、理事長および専務理事の指揮により統轄される。
- 第2条 事務局は、事業年度毎に次の各号に従い、文書を整理保存しなければならない。
- (1) 本会議所の定款並びに諸規程……永久保存
 - (2) 総会及び理事会議事録……永久保存
 - (3) 本会議所ニュース……永久保存
 - (4) 本会議所内部に関する書類……5年間保存
 - (5) 日本JC及び他のJC関係の文書綴……1年間保存
 - (6) 日本JC他JCの会報とニュース綴……1年間保存
 - (7) 事務局日誌……3年間保存
 - (8) 受・発信簿……1年間保存
 - (9) 会計諸帳簿……5年間保存
 - (10) 前号に属さない文書・帳簿……1年間保存
- 第3条 事務局は、備品台帳を整備し、貸出・回収・廃棄等の記録を行い、備品を完全に整備しなければならない。廃棄にあたっては、理事会の決済をうけなければならない。
- 第4条 外部より受信した書類は、理事長・専務理事及び関係する副理事長・委員長が閲覧し処理し、用済後は事務局にて保存するものとする。
- 第5条 総会・理事会の議事録は、定款第27条により毎回確実に作成し、内容を夫々会員に伝えなければならない。

第2章 会計・計理

- 第6条 会計処理は証憑書類によって会計伝票を記票し、会計伝票に基づいて会計帳簿を記帳しなければならない。
- 第7条 会計に用いる帳票はつぎのものを使用する。
- (1) 金銭管理会計
- 主要簿
1. 総勘定元帳
 2. 会計伝票
- 補助帳簿
1. 現金出納帳
 2. 銀行預金出納帳

3. 債権債務補助帳

4. 会費徴収簿

- (2) 物品管理会計 1. 備品台帳
- 2 銀行預金出納帳は、預金の種類及び銀行別に記帳する。
- 3 債権債務補助帳は、未収入金、仮払金、立替金、未払金、借受金、預り金等につき必要に応じて記帳する。
- 4 備品台帳は、備品費として支出されたもののうち1万円以上のものに備品番号を付して取得額とともに記帳する。
尚、他より記念品として受理した品も、番号を付して、備品として記帳する。既に記帳済みのもので、規定金額以下となった場合も備品として取り扱う。
備品台帳より抹消する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 5 事務局は、補助簿の金額について少なくとも毎月ごとに総勘定元帳の当該口座の金額と照合し、その合致を確かめなければならない。
- 6 会計伝票(振替伝票)は、毎月末、通し番号を付し整理の上事務局の検印を受けなければならない。
- 7 金銭管理会計の会計帳簿は、毎会計年度ごとにこれを更新する。
- 8 支出に関する請求書、領収書等の証憑類は1件毎に綴って整理し、通し番号を付して保管しなければならない。
- 第8条 予算は定款第26条第2号及び第30条第1号の定めるところにより内定されるが、案の作成にあたっては、各委員会の計画を尊重するとともに、計算基礎を正確かつ具体的に、しかも実行可能であるように注意しなければならない。
- 第9条 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたって計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努めなければならない。尚、事前に、理事会に実施予算明細書を提出する。
- 2 予算超過の場合は、理事長の提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第10条 単位事業が終わった時は、担当委員長は速やかに計算証憑及び、関係書類を揃え捺印の上、理事長に提出しなければならない。
- 第11条 金銭の出納は、理事長および専務理事の指揮により、事務局長が担当する。
ただし、日常の経費にあてるため、20,000円を限度とする小口現金を事務局に預けたり、あるいは事業活動の資金として予算の一部を担当委員長に前渡しすることは差し支えない。
- 第12条 出納にあたっては、次の各号に証憑を揃え必ず記表し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金及び小切手は当日中に銀行へ預け入れ、手許の現金は事務局の小口資金をふくめて20,000円をこえてはならない。
- (1) 収入について発行した領収証の控
- (2) 支出については支払先の領収証

- (3) 領収書徴収不能のものについては担当委員長が発行した支払書
- 第13条 即時払いを要する支出の他は毎月末日締切とし、翌月10日に支払うものとする。
- 2 即時払いを要する場合も、担当者の確認を要す。ただし10万円以上の支払は、専務理事の承認を必要とする。
- 第14条 事務局長は、決算にあたって関係帳簿を照合かつ整理し、各種証憑種類をそろえてすみやかに次の各号に定める決算関係書類を作成しなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 収支計算書
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 財産目録
 - (6) 繰り越し・剰余金計算書
 - (7) 未収金処理明細書
 - (8) 基金勘定明細書
 - (9) 当座預金残高調整表
 - (10) その他の書類
- 2 理事長は、前項の決算書類は当該事業年度終了後1週間以内に監事に提出しなければならない。

第3章 慶弔

- 第15条 正会員の慶弔に関しては、次の各号により慶弔金を贈る。
- (1) 正会員の結婚 10,000円又は相当品
 - (2) 会員の子出産 3,000円又は相当品
 - (3) 会員の病気 5,000円又は相当品
(2週間以上病臥の場合)
 - (4) 会員の死亡 10,000円の外生花または花輪一基
 - (5) 会員夫人の死亡 5,000円の外生花または花輪一基
 - (6) 会員の両親及び子女の死亡 3,000円の外生花または花輪一基
- 2 特別会員・名誉会員に対する慶弔金は、本人死亡による弔慰金のみとし、前項第4号の規程を準用する。
- 3 賛助会員の慶弔については理事長が決定する。
- 4 前各項の外、必要と認められた時は正・副理事長の協議によりこれを決定する。
- 5 会員は、本条の該当する事実のあった時は、速やかに理事長又は事務局に届け出なければならない。

第4章 旅費

- 第16条 会員の会務出張に関しては次の通り定める。
- 2 会員の会務出張の旅費支給の適否は、理事会の承認を得て、理事長がこれを決める。
 - 3 会員の支給旅費は原則として交通費のみとし、宿泊費・食費等は支給されない。ただし自家用車の場合は、1台につき2名を制限とし、目的地間往復の交通費実費を支給する。
 - 4 事務局員の会務出張は、実費全額を支給する。但し、正会員については、第2項を優先する。

付則 本規程は平成16年1月1日より施行する。

社団法人 飯田青年会議所
理事長選挙に関する規則

第1章 総則

- 第1条 「役員選出に関する規程」第3条に定める理事長選挙の手続きはこの規則に基づき社団法人飯田青年会議所正会員により行なわれる。
- 第2条 理事長の選挙に関する事務を管理するため選挙管理委員会（以下管理委員会という）を置く。

第2章 選挙管理委員会

- 第3条 管理委員会は委員7名をもって構成する。
- 2 理事長は、毎年6月例会までに正会員の中より委員を指名し、理事会の承認を得るものとする。
- 第4条 管理委員会は互選により1名の委員長を定める。
- 2 委員長は委員会の会務を総理し、委員会を代表して理事会に出席し、選挙に関する事務について、意見を述べることができる。
- 第5条 管理委員会の任期は12月31日をもって満了する。
- 第6条 管理委員会は、第17条、第18条、第19条及び第23条に規定する指定事項につき理事会の議を経て、これ等を7月2日までに有権会員に通知しなければならない。
- 第7条 管理委員会は選挙事務処理が完了した時は理事長に報告しなければならない。
- 第8条 理事長選挙に関する通知はすべて管理委員会の名をもって文書により通知する。

第3章 有権会員

- 第9条 毎年5月末日現在、当該年度の会費を完納した正会員は当該年度の理事長選挙における1人1票の選挙権を有する。
但し、休会者は選挙権は有しない。
- 第10条 管理委員会は5月末日における有権会員の名簿を6月20日までに作成し速やかに正会員に通知しなければならない。
- 第11条 前条の名簿に異議のある者は管理委員会に異議の申し立てを行なうことができる。
ただし、7月2日以降はこれを行なうことができない。

2 前項の申し立てを受けたときは管理委員会は速やかにこれを審議しその結果を7月10日までに正会員に通知しなければならない。

第12条 有権会員の名簿は毎年7月10日管理委員会において確定する。

第4章 理事長の候補者

第13条 副理事長1回、若しくは役員2回以上の経験者は理事長選挙における被選挙権を有する。

第14条 被選挙権を有する正会員は理事長の候補者となることができる。候補者は7月15日から7月19日までの間に次の書類を管理委員会に提出しなければならない。

1. 候補者の氏名、生年月日、経歴書及び青年会議所における履歴書

2. 候補者の青年会議所に対する意見書

第15条 管理委員会は7月15日までに候補者につき第13条及び第14条並びに定款第18条の規定に遵守し、審査を行い、資格を有する候補者については、その氏名を前条第1号及び第2号の記載内容と共に直ちに有権会員に対し告示しなければならない。

第16条 第14条に規定された7月19日までに候補者の届出がないときは理事会が1名の候補者を7月25日までに推薦する。理事会の推薦を得た候補者は7月末日までに第14条に定められた書類を添えて管理委員会に届出なければならない。

第5章 選挙運動

第17条 候補者に関する選挙運動期間は7月26日より8月1日までの範囲内で管理委員会が指定する期間とし、期間外運動は一切これを行ってはならない。

第18条 選挙運動に使用できる印刷物は、管理委員会において指定する一形状のものとする。

第19条 候補者は運動期間中、所信演説及び有権会員との意見交換を行なうものとし、その日時、場所、方法については選挙管理委員会がこれを指定する。

第20条 候補者及びこれを支援する有権会員は、社団法人飯田青年会議所の目的、綱領に則り、名誉を重んじ、節度ある運動に努めなければならない。

第21条 管理委員会の委員は一切の選挙運動を行ってはならない。

第22条 理事長は、候補者に第17条及び第20条に明らかに違反するものと認定した時は投票直前に理事会を召集し、理事会において理由を明示して、その候補者資格を喪失させるものとする。但しその議決は当該候補者に弁明の機会を与えた上、出席理事の3分の2以上とする。

第6章 投票及び開票

- 第23条 投票及び開票は原則として8月2日に行なう。
その日時、場所並びに方法及び投票用紙については管理委員会がこれを指定する。
- 第24条 やむを得ない理由で投票日に投票できない有権会員は管理委員会の定める方法で不在投票をすることができる。
- 第25条 投票及び開票に際しては2名以上の立会人を置く。立会人は管理委員会が指名する。

第7章 理事長当選者の確定

- 第26条 有効投票の最多数を得た者が理事長当選者となる。
但し、最多得票者が有効投票数の過半数を得ない場合には、同点者又は次点者と決選投票を行い、その多数票を得た者が理事長当選者となる。ただし、次点者が複数の場合には、次点者同志で決選投票を行い次点者1名を決める。
- 第27条 第14条に規定された7月19日までに候補者が1名のみの場合若しくは第16条による場合は第15条による資格審査の上投票を行わずに各該当者が当選者となる。
- 第28条 理事長当選者が確定して時は、管理委員会は直ちにその旨を正会員に通知しなければならない。
- 第29条 理事長当選者決定後12月31日までの間に、当選者が事故あり理事長に就任することができなくなった場合には、第16条及び第27条を適用する。

第8章 細則

- 第30条 本規則に定めるものの外、理事長選挙に関して必要な事項は理事会において定める。
- 付則 この規則は平成5年1月1日より効力を有する。

社団法人 飯田青年会議所

役員選出に関する規程

- 第1条 正会員は役員となる権利を有し、また義務を負わなければならない。
- 第2条 役員は出席良好にして会費を完納しているものでなければならない。
- 第3条 次期理事長選出に関しては、社団法人飯田青年会議所理事長選挙に関する規則による。
- 第4条 当選した理事長予定者は、全会員の中より副理事長、専務理事予定者を任命する。
- 第5条 理事会は、理事長予定者を加え速やかに次期役員選考委員会を組織する。
- 第6条 旧理事会は副理事長・専務理事予定者を承認した後、理事・監事予定者の順に選出する。
但し、監事選出については、正・副理事長、専務理事予定者は加わらない。
- 第7条 次期直前理事長は現理事長がこれにあたる。
但し、現理事長再選の場合は、直前理事長を設けない。
- 第8条 選考委員会は全役員の予定者の選出を9月20日までに完了しなければならない。
- 第9条 理事長は第8条の名簿を総会に提出し、承認を得なければならない。
- 第10条 選考委員会は、次期役員全員が選出され総会で承認された後に解散する。
- 第11条 役員若しくは役員予定者に欠員を生じた場合は、理事長若しくは理事長予定者がこれを任命したのち、総会に提出し承認を得なければならない。
- 付則 本規程は平成5年1月1日から効力を有する。

社団法人 飯田青年会議所

基金規程

第1条 社団法人飯田青年会議所の健全な発展と運営をはかるために社団法人飯田青年会議所の基金を設定する。

第2条 毎次会計年度始期に下記の相当額を基金へ積立てるものとする。

1. 新入会員入会金
2. 特別会員の一時金
3. 前年度過剰金
4. その他総会で必要と認められた用途

付則 本規程は平成5年1月1日より効力を有する。

社団法人 飯田青年会議所

会費等預金口座振替規程

- 第1条 社団法人飯田青年会議所会計計理の管理を円滑にするために会費等預金口座振替に関する事項を規程する。
- 第2条 会員が本会議所に納める会議費などで下記のものは本会議所と取扱取まとめ銀行と締結した契約を基本とし、すべての預金口座振替の方法にて会費等を徴求する。
1. 本会計により処理される金銭
 2. 特に口座振替による徴求が望ましいと事務局長が判断した金銭
- 第3条 正会員の資格を有した時会員は事務局長に下記の書類を提出することにより振替を開始する。
- 飯田青年会議所関係費用預金口座振替依頼書
- 2 正会員が何らかの事由にて会員の資格を失った時事務局長は依頼銀行より依頼書の返却を受け依頼者に返却しなければならない。
- 第4条 会員は必ず個人口座を本会議所と取扱契約を締結した下記銀行のいずれか一店舗に開設をし、振替指定銀行、預金口座番号届出印を第3条第1項の届出と同時に所定の用紙を用いて提出する。
- <取扱銀行>
- 八十二銀行各支店及び出張所
飯田信用金庫本店及び各支店
長野銀行各支店
- 第5条 預金口座より振替日は原則として15日とするが、金融機関の事情ある時、事務局長が緊急を要すると判断した時は変更することがある。
- 第6条 会員の口座より目的金の振替を受けた時事務局長は銀行よりの通知書と本会議所よりの請求書を照合の上会員に領収書を交付しなければならない。
- 付則 本規程は平成16年1月1日より効力を有する。